

## 新規創業のために融資を受けた場合

# 利子12か月分を補助します

(小郡市新規創業資金等借入者利子補給補助制度)

小郡市内で新たに開業しようとする意欲のある方を応援するため、  
新規開業に必要な資金の融資を受け、市内で事業を始めた方に対して、  
利子12か月分を補助します。

### 補助額

補助金の上限は総額で15万円です。

期間は第1回目の償還をした日の属する月から起算して12箇月又は融資の償還を完了した月のいずれか早い月までとします。

### 利用可能な方

新規創業者を対象とする融資制度について平成28年4月1日以降に融資を受けた方で、以下の全てを満たす必要があります。

- (1) 融資を受けて1年以内に創業した者、または、創業後1年以内に融資を受けた者
- (2) 法人にあっては補助金申請時において市内に事業所を有し事業所の登記をした者、  
個人にあっては補助金申請時において市内に住所及び事業所を有している者
- (3) 市税、国民健康保険税等の滞納がないこと

\*新規創業者を対象とする融資制度とは福岡県中小企業融資制度のうち新規創業資金、日本政策金融公庫の融資制度のうち新規開業・スタートアップ支援資金、女性、若者／シニア起業家支援資金及び再挑戦支援資金のことです。

### その他

- ・補助金は補助期間の最終月から起算して3箇月以内に交付申請書に必要な書類を添えて提出して下さい。
- ・融資が決定しましたら、必ず商工観光課までご連絡ください。
- ・連絡がない場合、補助金の交付ができない場合もあります。

○詳細な点については以下までお尋ねください。

問合せ先 小郡市商工観光課 ☎ 73-9103